

医療 ADR あっせん人・仲裁人候補者

ふりがな やすはら ゆきひこ
氏名： 安 原 幸 彦
事務所：東京南部法律事務所 〒144-8570 東京都大田区蒲田 5-15-8 蒲田月村ビル4階 電話 03-3736-1141 FAX03-3734-1584 所属会：第二東京弁護士会

写真

主 な 経 歴
1 弁護士登録 1977（昭和52）年4月 2 登録当初から医療事件を患者側で担当 3 個別事件以外にも、H I V 訴訟、原爆症認定訴訟、ハンセン病訴訟、中国残留孤 児国家賠償訴訟、などの集団訴訟に被害者側弁護団員として関与 4 現在 東京医療問題弁護団代表
医 療 機 関 側 ・ 患 者 側 の 別
医療機関側 ・ 患者側
あっせん人・仲裁人からのメッセージ
医療訴訟における患者側の最大の壁は、医療に素人の患者側が、医療従事者の過 失、過失と結果の因果関係を主張・立証しなければならないことにあります。様々な 修正は試みられていますが、訴訟という枠組みの中では、この原則を変えることは困 難です。 それに比べ、ADRはそういう制約に縛られることはなく、双方の対話の中で適正 な解決をはかることができます。あっせん人として、そうした解決を目指したいと思 います。

[2024年1月現在]